

埼玉県監査事務局個人情報取扱事務要綱

令和5年4月1日
代表監査委員決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、監査委員が保有する個人情報の適正な管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(課長の責務)

第3条 課長は、所属における保有個人情報の適正な管理について責任を負うとともに、個人情報の保護に関し、所属職員を指揮監督する。

(職員の責務)

第4条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び埼玉県情報セキュリティポリシー（平成14年4月1日施行）等の各種規程及び通知類（以下「関連規程等」という。）並びに課長の指示に従い、保有個人情報が漏えい、滅失又は毀損等しないよう適正な情報管理に努めなければならない。

2 職員は、保有個人情報について漏えい等の事実又は兆候を把握した場合は、速やかに課長に報告しなければならない。

(教育研修)

第5条 課長は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の適切な取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

(アクセス制限)

第6条 課長は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする（情報に接する行為をいう。紙等に記録されている保有個人情報に接する行為を含む。以下同じ。）権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(複製等の制限)

第7条 課長は、職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、必要な措置を講ずるものとする。

- 一 保有個人情報の複製
- 二 保有個人情報の送信
- 三 保有個人情報が記載されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- 四 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第8条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、課長の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

第9条 職員は、課長の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を関連規程等で定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

2 保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、当該情報が電磁的記録の場合は、原則として、暗号化の設定又はパスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

また、当該情報が文書、図画に記録されるものである場合は、「重要な文書等の管理について」（令和5年3月20日総務部長決裁）に基づき取り扱うものとする。

3 職員は、保有個人情報が記録されている媒体を庁舎内で移動させる場合には、紛失・盗難等に留意するものとする。

(誤送付等の防止)

第10条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体への誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認等の必要な措置を講ずる。

(廃棄等)

第11条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、課長の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有個人情報の提供)

第12条 課長は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき実施機関以外の者

に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

- 2 課長は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき実施機関以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 課長は、法第69条第2項第3号の規定に基づき他の実施機関に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、前項に規定する措置を講ずる。
- 4 保有個人情報を提供する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

(事故時の対応)

第13条 課長は、個人情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、被害の拡大防止及び復旧等のため、直ちに必要な措置を講ずるとともに、事故発生の経緯、被害状況等を調査するものとする。

- 2 課長は、法第68条第1項に規定する個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）に報告する事態が生じたときは、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を直ちに監査第一課長に報告しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

四 原因

五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

六 本人への対応の実施状況

七 公表の実施状況

八 再発防止のための措置

九 その他参考となる事項

(公表等)

第14条 課長は、法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。

県民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき等）については、当該事案の内容、経

緯、被害状況等について、速やかに監査第一課長へ情報提供を行う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。